

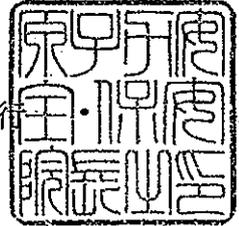
# 経済産業省

平成24・06・19 原院第6号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年6月27日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行



一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第3号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程新旧対照表  
 ○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成13・03・23原院第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>21の2. 容器が破裂することを防止するための措置（三フッ化窒素）</p> <p>規則関係条項 第6条第1項第28号の2</p> <p>三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場（車両に固定した容器等の容器置場に限る。）に設けるべき車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置は、次の各号の基準によるものとする。</p> <p>1. 三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填する場所の間に、壁又は仕切りを設けること。</p> <p>2. 前号の壁又は仕切りには、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料を使用すること。</p>	<p>（新規）</p>
<p>31. 防 消 火 設 備</p> <p>規則関係条項 （略）</p> <p>可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備は、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 機 能</p> <p>防消火設備は、可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等の防火及び消火のために使用する設備であって、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて効果を発揮する適切な能力を保有するものとし、次の種類をいうものとする。</p> <p>1.1・1.2 （略）</p> <p>2・3. （略）</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 対象設備（可燃性ガス、酸素若しくは三フッ化窒素のガス設備、貯蔵設</p>	<p>31. 防 消 火 設 備</p> <p>規則関係条項 （略）</p> <p>可燃性ガス及び酸素の製造施設等に設ける防消火設備は、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 機 能</p> <p>防消火設備は、可燃性ガス及び酸素の製造施設等の防火及び消火のために使用する設備であって、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて効果を発揮する適切な能力を保有するものとし、次の種類をいうものとする。</p> <p>1.1・1.2 （略）</p> <p>2・3. （略）</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 対象設備（可燃性ガス若しくは酸素のガス設備、貯蔵設備又は消費設備）</p>

備又は消費設備)には、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて、水噴霧装置、散水装置又はこの散水量の1.6倍以上の水量を放水できる能力を有する放水砲若しくは2方向以上から散水装置の散水量の1.6倍以上の水量を放水できる能力を有する固定式放水銃、移動式放水銃及び消火栓のうちいずれか適切な防火設備を設置すること。

#### 4.2 (略)

### 5. 消火設備の設置

消火設備は、次の各号の基準により、可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の製造施設等に設置するものとする。

#### 5.1 粉末消火器については、次に掲げる基準によるものであること。

(1) 貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場の中にある可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の停滞量10tにつき能力単位B-10の消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位B-10消火器3個相当であること。ただし、在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積2ℓ以下の容器に内容積120ℓ未満の容器から充てんするための設備にあっては、最少設置数量は、能力単位B-3の消火器1個相当とする。

(2) (略)

#### 5.2 (略)

#### 5.3 5.1にかかわらず第60条第1項第12号に係る消火設備にあっては次に掲げる基準によるものであること。

(1) 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の貯蔵能力が1t以上3t未満の貯蔵設備を設置している場合にあつては、貯蔵量1tにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。

(2) 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の貯蔵能力が300kg以上1t未満の貯蔵設備を設置している場合にあつては、能力単位B-10の粉末消火器1個相当のものを設置すること。

(3) 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の貯蔵能力が300kg未満の貯蔵設備

には、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて、水噴霧装置、散水装置又はこの散水量の1.6倍以上の水量を放水できる能力を有する放水砲若しくは2方向以上から散水装置の散水量の1.6倍以上の水量を放水できる能力を有する固定式放水銃、移動式放水銃及び消火栓のうちいずれか適切な防火設備を設置すること。

#### 4.2 (略)

### 5. 消火設備の設置

消火設備は、次の各号の基準により、可燃性ガス又は酸素の製造施設等に設置するものとする。

#### 5.1 粉末消火器については、次に掲げる基準によるものであること。

(1) 貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備若しくは容器置場の中にある可燃性ガス又は酸素の停滞量10tにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位B-10消火器3個相当であること。ただし、在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積2ℓ以下の容器に内容積120ℓ未満の容器から充てんするための設備にあっては、最少設置数量は、能力単位B-3の消火器1個相当とする。

(2) (略)

#### 5.2 (略)

#### 5.3 5.1にかかわらず第60条第1項第12号に係る消火設備にあっては次に掲げる基準によるものであること。

(1) 可燃性ガス又は酸素の貯蔵能力が1t以上3t未満の貯蔵設備を設置している場合にあつては、貯蔵量1tにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。

(2) 可燃性ガス又は酸素の貯蔵能力が300kg以上1t未満の貯蔵設備を設置している場合にあつては、能力単位B-10の粉末消火器1個相当のものを設置すること。

(3) 可燃性ガス又は酸素の貯蔵能力が300kg未満の貯蔵設備を設置している

を設置している場合にあつては、適正な位置に適正なものを設置すること。

5.4 三フッ化窒素の製造設備等（高圧ガスの通る部分に限る。）については、第6条第1項第39号及び第60条第1項第12号に係る消火設備は、5.1又は5.3に加え、三フッ化窒素の製造設備等が発火した場合の消火を行うため、不活性ガス等による拡散設備等の適切な消火設備を設置すること。ただし、4.の規定により防火設備が設置されている場合はこれに代えることができる。

6. (略)

73. 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等

規則関係条項 (略)

可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材及び工具等は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は1月に1回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1.1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消火設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

ガスの区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス	粉末消火剤	B-10 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上
酸素 三フッ化窒素	粉末消火剤	B-8 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治

場合にあつては、適正な位置に適正なものを設置すること。

(新規)

6. (略)

73. 可燃性ガス又は酸素の移動時に携行する消火設備並びに資材等

規則関係条項 (略)

可燃性ガス又は酸素を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材及び工具等は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は1月に1回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1.1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消火設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

ガスの区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス	粉末消火剤	B-10 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上
酸素	粉末消火剤	B-8 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治

省令第27号)に基づき定められたものをいう。(以下同じ。)

1.2 (略)

2. (略)

省令第27号)に基づき定められたものをいう。(以下同じ。)

1.2 (略)

2. (略)

改正案	現 行
<p>40の2. 容器が破裂することを防止するための措置（三フッ化窒素）</p> <p>規則関係条項 第5条第1項第58号の2</p> <p><u>三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充填する場所及び当該ガスの充填容器に係る容器置場（車両に固定した容器等の容器置場に限る。）に設けるべき車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置は、次の各号の基準によるものとする。</u></p> <p>1. <u>三フッ化窒素を充填する場所と隣接する車両に固定した容器等に充填する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充填する場所の間に、壁又は仕切りを設けること。</u></p> <p>2. <u>前号の壁又は仕切りには、三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料を使用すること。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>37. 防 消 火 設 備</p> <p>規則関係条項 (略)</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス、<u>酸素及び三フッ化窒素</u>の製造施設等に設ける防消火設備は、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 機 能</p> <p>防消火設備は、可燃性ガス、毒性ガス、<u>酸素又は三フッ化窒素</u>の製造施設の防火及び消火のために使用する設備であって、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて効果を発揮する適切な能力を保有するものとし、次の種類をいうものとする。</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 対象設備（可燃性ガス、毒性ガス、<u>酸素又は三フッ化窒素</u>のガス設備）</p>	<p>37. 防 消 火 設 備</p> <p>規則関係条項 (略)</p> <p>可燃性ガス、毒性ガス<u>及び酸素</u>の製造施設等に設ける防消火設備は、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 機 能</p> <p>防消火設備は、可燃性ガス、毒性ガス<u>又は酸素</u>の製造施設の防火及び消火のために使用する設備であって、対象設備の規模、態様及び周囲の状況等に応じて効果を発揮する適切な能力を保有するものとし、次の種類をいうものとする。</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 防火設備の設置</p> <p>4.1 対象設備（可燃性ガス、毒性ガス<u>又は酸素</u>のガス設備）には、対象設備</p>

には、対象設備の種類に応じて、次に掲げる防火設備を設置すること。

(1)～(4) (略)

4.2・4.3 (略)

#### 5. 消火設備の設置

消火設備は、次の各号の基準により、可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の製造施設に設置するものとする。

5.1 粉末消火器については、次に掲げる基準によるものであること。

(1) 貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は容器置場の中にある可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の停滞量 10t につき能力単位 B-10 の消火器 1 個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位 B-10 消火器 3 個相当であること。

(2) (略)

5.2 (略)

5.3 三フッ化窒素の製造設備（高圧ガスの通る部分に限る。）については、第 5 条第 1 項第 54 号に係る消火設備は、5.1 に加え、三フッ化窒素の製造設備が発火した場合の消火を行うため、不活性ガス等による拡散設備等の適切な消火設備を設置すること。ただし、4. の規定により防火設備が設置されている場合はこれに代えることができる。

6. (略)

の種類に応じて、次に掲げる防火設備を設置すること。

(1)～(4) (略)

4.2・4.3 (略)

#### 5. 消火設備の設置

消火設備は、次の各号の基準により、可燃性ガス又は酸素の製造施設に設置するものとする。

5.1 粉末消火器については、次に掲げる基準によるものであること。

(1) 貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は容器置場の中にある可燃性ガス又は酸素の停滞量 10t につき能力単位 B-10 の粉末消火器 1 個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数量は、能力単位 B-10 消火器 3 個相当であること。

(2) (略)

5.2 (略)

(新規)

6. (略)